

# Society 5.0 に向けて求められる 初等中等教育改革 第一次提言

—with コロナ時代の教育に求められる取組み—

2020年7月14日

一般社団法人 日本経済団体連合会

# 目次

はじめに .....	1
I. Society 5.0 で求められる能力と教育の方向性 .....	2
1. Society 5.0 で求められる能力と素質 .....	2
(1) 求められる能力 .....	2
(2) 求められる素質 .....	3
2. Society 5.0 における教育の方向性 .....	4
(1) 多様性を重んじるとともに「誰も取り残さない教育」(ダイバーシティ & インクルージョン) .....	4
(2) 場所・空間を越えた、質の高い教育の提供(地域創生) .....	4
(3) 児童生徒の自律的、主体的な学びを尊重する教育 .....	4
(4) 学習履歴の活用による生涯学習(リカレント教育)の推進 .....	5
II. With コロナ時代の初等中等教育に求められる取組み .....	6
1. 全国でリモート教育が実施可能な環境の緊急整備 .....	6
(1) 周回遅れだったわが国の ICT 環境 .....	6
(2) 「GIGA スクール構想」とコロナ感染症拡大による前倒し実施 .....	8
(3) 休校中にオンラインによるリモート教育が実施できなかった理由 .....	11
(4) 緊急に求められる対応 .....	12
2. 改訂学習指導要領が目指す教育の実現 .....	15
(1) 「改訂学習指導要領」の目指す教育 .....	15
(2) 現状の課題：目標と方法の不一致 .....	17
(3) 改善の方向性 .....	18
3. ICT を活用した新しい教育様式に対応できる教員の養成 .....	23
(1) 教員養成課程の見直し .....	23
(2) 教員の働き方改革 .....	24
(3) 外部人材、専門家の活用 .....	24
4. 9月入学に向けた考え方 .....	25
(1) 9月入学導入に関する過去の検討 .....	25
(2) 9月入学に対する考え方 .....	26
III. 高大接続の改善と大学入試改革 .....	27
1. 高大接続の改善・大学入試改革 .....	27
2. 大学入試改革をめぐるこれ迄の経緯 .....	28
3. 大学入学者選抜の改革の方向性 .....	28
IV. With コロナ時代の初等中等教育において企業に求められる取組み .....	30
1. デジタル教材やハードウェア(教育用端末等)提供による協力 .....	30
2. 企業人の派遣による貢献 .....	30
終わりに .....	31

## はじめに

経団連は、IoT や AI (人工知能)、ビッグデータの活用によるデジタル革新が急速に進展し、世界の産業構造が劇的に変化する Society 5.0 において、デジタル技術を最大限活用しながら、想像力と創造力を発揮して様々な社会課題を解決し新たな価値を生み出す人づくりこそが重要であると捉えている。

こうした観点から、2019 年度事業方針において Society 5.0 実現のための重要分野の一つに「教育」を掲げ、本年 3 月には教育に ICT 技術を活用する提言<sup>1</sup>を公表している。また、経団連と大学のトップで構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」は、3 月 31 日に報告書<sup>2</sup>を公表し、Society 5.0 に求められる能力を育成するために、高等教育からではなく、初等中等教育段階から取り組む必要性を指摘している。

他方、政府の中央教育審議会においても、昨年 4 月、柴山文部科学大臣（当時）より「新しい時代の初等中等教育の在り方について」が諮問され、傘下の初等中等教育分科会において Society 5.0 で活躍できる人材育成の観点から、義務教育及び高等学校教育のあり方等の検討が行われている。

かかる状況を踏まえ、経団連として Society 5.0 の実現に向けて求められる初等中等教育改革に関する提言を取りまとめ、今後の政府方針や中央教育審議会における審議に反映させるべく、昨年秋から、教育・大学改革推進委員会において企画部会を中心に検討を重ねてきた。

こうした中、本年 2 月から日本においても新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、全国の初等中等教育機関は総理の緊急要請により、3 月から長期間の臨時休校を余儀なくされた。臨時休校中、ICT を活用したリモート・オンライン教育に十分、対応できた学校は少なく、日本のデジタル化が、教育の分野で諸外国と比べて周回遅れとなっている現状が露呈した。

そこで、今回の臨時休校措置による初等中等教育への影響を最小限にとどめ、

---

<sup>1</sup> 経団連「EdTech を活用した Society 5.0 時代の学び」(2020 年 3 月 17 日)

<sup>2</sup> 採用と大学教育の未来に関する産学協議会「Society 5.0 に向けた大学教育と採用に関する考え方」(2020 年 3 月 31 日)

懸念される新型コロナウイルスの第二波に備え、新型コロナウイルスとともに歩む時代（with コロナ時代）において、オンライン教育と学校での対面形式の教育とのハイブリッドな学習環境の構築による新しい教育様式<sup>3</sup>を確立するために、比較的、短期的に求められる教育改革の取組みを中心に「第一次提言」として取りまとめる。

## I. Society 5.0 で求められる能力と教育の方向性

### 1. Society 5.0 で求められる能力と素質

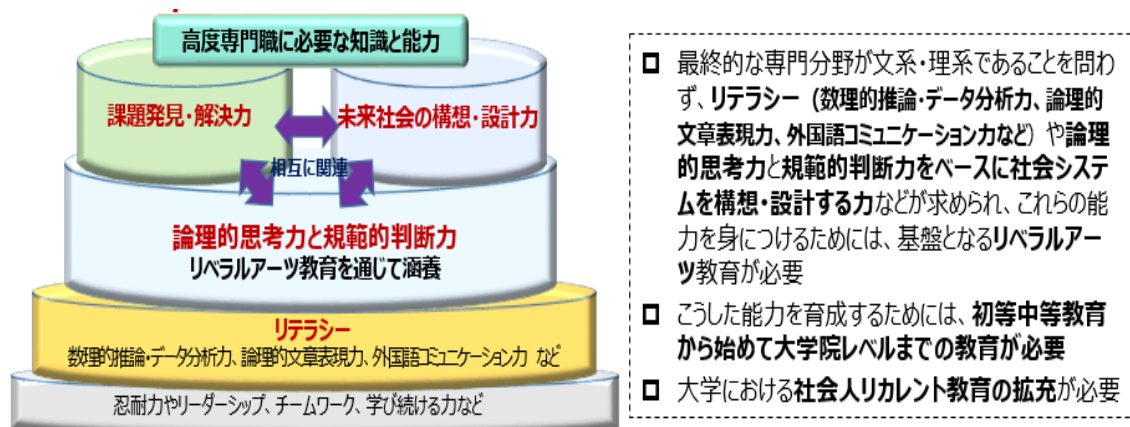
#### (1) 求められる能力

経団連と大学のトップが構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」では、Society 5.0 の人材には、リテラシーとしての能力（数理的推論・データ分析力、論理的文章表現力、外国語コミュニケーション力など）、論理的思考力と規範的判断力、課題発見・解決能力、未来社会を構想・設計する力と高度専門職に必要な知識・能力が求められると指摘している【図表1】。これらの能力は高等教育機関のみで育成できるものではないため、大学において求められる能力からバックキャストして、初等中等教育の各段階から、子供の成長段階に応じて育成する必要がある。

---

<sup>3</sup> 中央教育審議会初等中等教育分科会第126回会合（2020年7月2日）の配付資料「新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育におけるこれからの学びの在り方について～遠隔・オンライン教育を含むICT活用を中心として～」では、「児童生徒の学びを保障するため、ICTを活用しつつ、教師による対面指導と遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式を実践する」ことが基本的な方針として示されている。

【図表 1 : Society 5.0 に求められる人材の能力と大学教育】



【出典：採用と大学教育の未来に関する産学協議会「中間とりまとめと共同提言」（2019年4月22日）】

## （2）求められる素質

経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す、人間中心の社会<sup>4</sup>である Society 5.0 では、性別、人種、国籍を問わず、さまざま個性や能力をもった人材が協働して社会課題を解決し、オープンイノベーションを通じて新たな価値を創造することが求められる。そのためには、異文化や多様な背景を持つ集団においてリーダーシップを発揮できる人材を育成することが重要である。

また、先を見通せない予測不可能な時代（VUCA）において未来社会を構想・設計する際には、失敗を恐れず果敢に挑戦する姿勢や自己肯定感も欠かせない<sup>5</sup>。一方、わが国の子供たちは海外の子供たちと比較して自己肯定感が低いとの指摘がある。減点主義ではなく、個性を尊重し褒めて育てる教育にシフトするなど、自己肯定感の醸成を重視した教育を行うことが重要である<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 教育・大学改革推進委員会企画部会では、部会委員から「人間中心の社会である Society 5.0 を構築するうえで、人文・社会科学、自然科学の多角的な視点から、人間のあり方についての学びを深めることが欠かせない」との指摘もあった。

<sup>5</sup> 経団連「Society 5.0 —ともに創造する未来—」（2018年11月13日）

<sup>6</sup> 内閣府「子供・若者白書」（令和元年版）によると、日本の若者で、自分自身のイメージの中で、自己肯定感をあらわす「自分自身に満足している」と「自分には長所があると感じている」に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は、それぞれ 45.1%と 62.3%であった。この割合はいずれも同様の回答をした諸外国（韓国、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン）の若者の割合と比べて低かった。

## 2. Society 5.0における教育の方向性

### (1) 多様性を重んじるとともに「誰も取り残さない教育」(ダイバーシティ&インクルージョン)

上記で確認した能力、素質をもった子供たちを育成するためには、初等中等教育段階から、異文化を理解するとともに、異なる価値観や個性を持つ他者と協働する機会を増やしていくことが求められる。また、児童生徒の理解度や学習ペースは一人ひとり異なるが、日本の多くの教育現場で現在行われている教員による一斉授業では、授業についていけない「落ちこぼれ」や、「浮きこぼれ」<sup>7</sup>の児童生徒を生み、かつ児童生徒は受け身の姿勢で授業に臨むことから、学ぼうとする意欲を削ぐ結果となっている。「誰も取り残さない」教育を推進し、理解度や学習ペースに関わらず、あらゆる児童生徒が学ぶ楽しさを知ることができれば、誰もが Society 5.0 で活躍する人材となる可能性が生まれる。

### (2) 場所・空間を越えた、質の高い教育の提供(地域創生)

Society 5.0 では、学校現場における EdTech の活用により、場所・空間に制約されず、日本全国津々浦々の地域で、学校と家庭・学習塾などが機能的に連携し、オンラインによる質の高い教育を提供することが可能となる。その結果、子女が質の高い教育を受けられるよう東京圏をはじめとする大都市圏に移住するインセンティブが小さくなり、東京一極集中の緩和と地域創生の実現にも資することとなる。

### (3) 児童生徒の自律的、主体的な学びを尊重する教育

教科教育において ICT や EdTech を活用し、学習者である児童生徒個人の理解度・到達度に応じた個別最適な学習を行えば、学習者の学ぶ意欲を高めることが期待できる。

---

<sup>7</sup> 「浮きこぼれ」とは、生まれながらにして高い知能を有していたり、通塾などによって高い学力を身につけたり、もともと学習意欲が高かったりする、極めて優秀な児童生徒が、通常の学校の授業内容に物足りなさや疎外感を持ったり、実際に他の生徒から疎外されたりすること。

また、教科教育を EdTech の活用を通じて効率化することによって、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた探究型学習（PBL 授業、チーム学習、調べ学習）により多くの時間を充てることが可能となる。探究型学習においては、社会課題など答えのない問題に対してチームで取り組むことで、対話・コミュニケーション能力を育むとともに、各教科で得られた知識を相互に関連付けて自分なりに考えることを通じて主体的で深い学びの実現や自律の精神の養成が期待される<sup>8</sup>。

#### （４）学習履歴の活用による生涯学習（リカレント教育）の推進

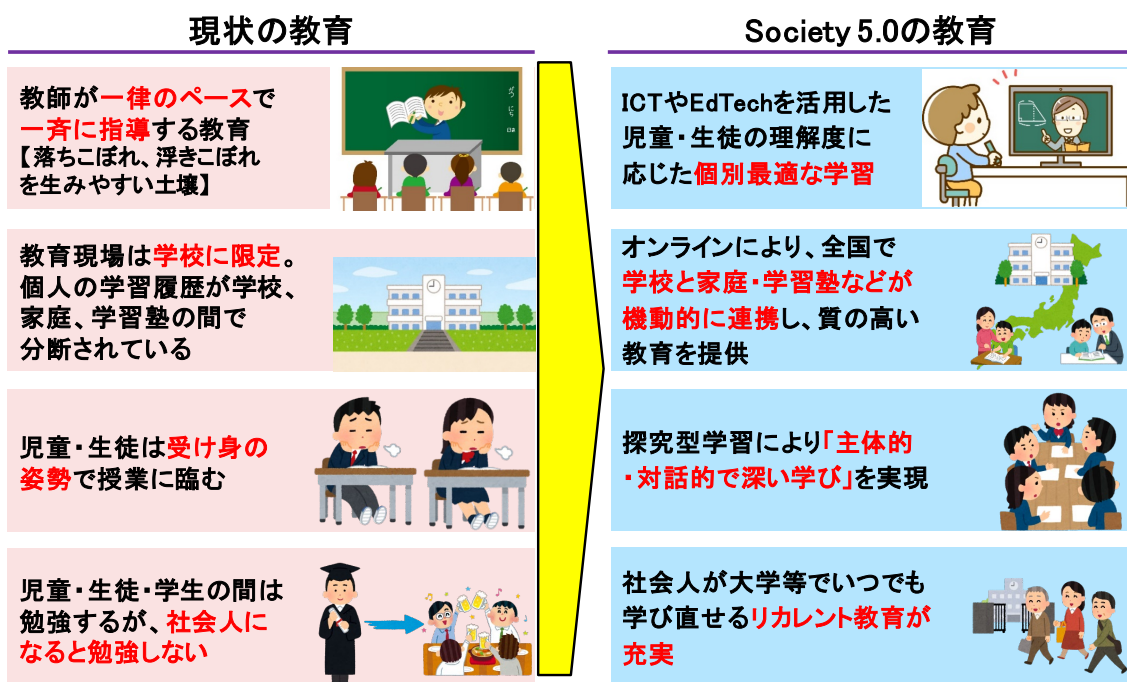
Society 5.0 では、技術や知識の陳腐化が激しく、求められる能力や企業の形態も刻々と変化する。産業構造の変革に応じて円滑な労働移動を促進する観点から、社会に出た人がいつでも学び直せるよう、リカレント教育の充実に取り組むことが重要である。

また初等中等教育から高等教育、社会人のリカレント教育に至る全ての教育段階における個人の学習履歴（スタディログ、学修ポートフォリオ）を学生や企業が就職の際に活用することができれば、企業は自らが求める人材を採用しやすくなり、学生にとっても、学校教育のみならず社会人になってからも、自ら学び続けるインセンティブやモチベーションの向上につながることを期待される。

---

<sup>8</sup> 経団連「EdTech を活用した Society 5.0 時代の学び」（2020 年 3 月 17 日）

【図表 2 : 現状の教育と Society 5.0 の教育】



【出典：経団連「EdTechを活用した Society 5.0時代の学び」（2020年3月17日）を基に経団連事務局にて作成】

## Ⅱ. With コロナ時代の初等中等教育に求められる取組み

こうした中、本年3月頃から日本でも新型コロナウイルスが猛威を奮い始め、首相要請により、全国すべての小中高等学校等が臨時休校を余儀なくされた。臨時休校中、ICT やリモート教育に十分、対応できた公立学校は少なく、日本の教育機関におけるデジタル化が諸外国と比べても大きく遅れている現状が明らかとなった。懸念されている新型コロナウイルス感染症拡大の第二波に備えるためにも、コロナと共に歩む時代の新しい教育様式を早急実現する必要がある。

### 1. 全国でリモート教育が実施可能な環境の緊急整備

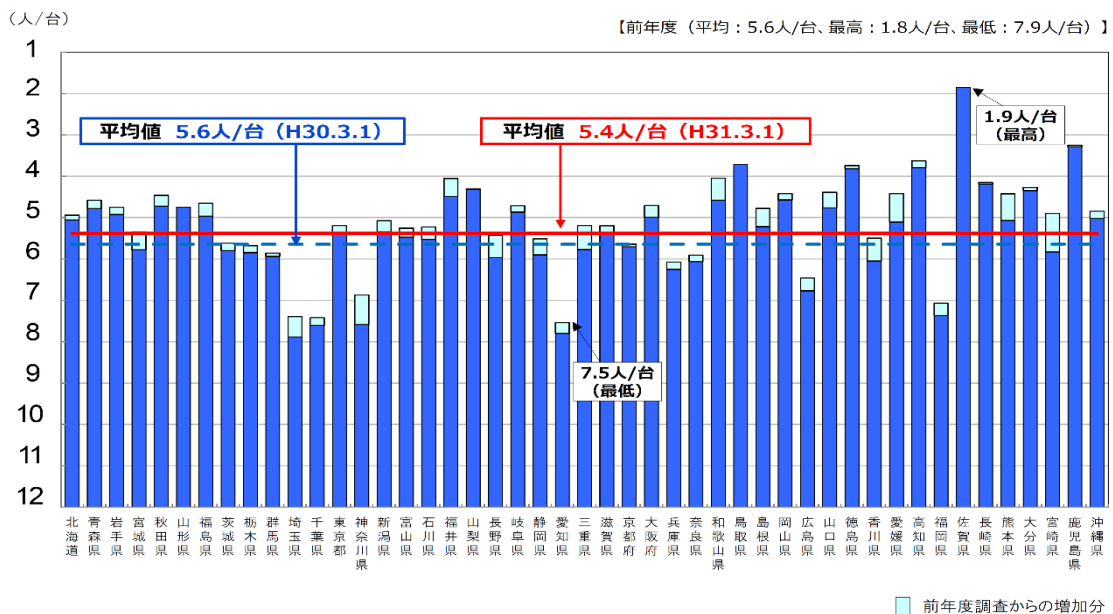
#### (1) 周回遅れだったわが国の ICT 環境

学校における教育用端末や通信環境については、地方財政措置によって整備が進められ、各地方公共団体に判断が委ねられてきたことから、実際の整備状況は、地域間で大きな格差がみられるとともに、全国的にも十分とはいえない



水準に留まってきた【図表3】。この結果、OECD「国際教育指導環境調査 (TALIS) 2018年報告書」によると、日本は、学校での課題や学級活動にICTを活用させている教員の割合は、TALIS参加48か国中最低レベルの水準であることが示された【図表4】。2015年調査よりコンピュータを使ったテスト (CBT; Computer-based testing) に移行したOECD「生徒の学習到達度調査 2018年調査 (PISA2018)」において日本の「読解力」の順位が急落したが、この原因も、児童生徒が学習の場面でICTを活用する機会が少なく、コンピュータ画面上での長文読解に不慣れであったためとの指摘がある【図表5】。<sup>9</sup>

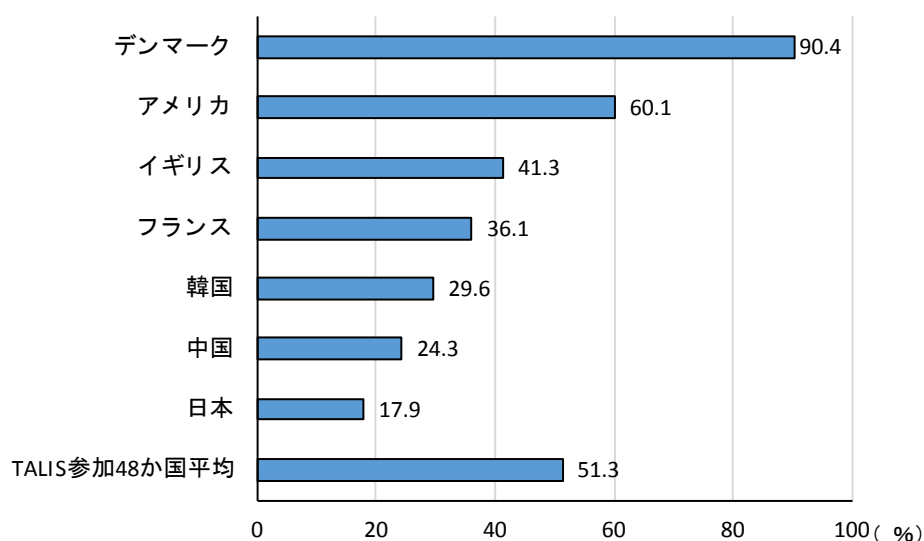
【図表3：都道府県別 教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数】



【出典：文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（平成31年3月現在）〔確定値〕」（2019年12月）】

<sup>9</sup> OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」の読解力調査について、2018年調査より、日本の生徒にとって馴染みのないオンライン上の多様な様式のデジタルテキスト (Web サイト、投稿文、電子メール) を用いた問題が出題された。

【図表4：課題や学級での活動にICTを活用させている教員の割合(国際比較)】

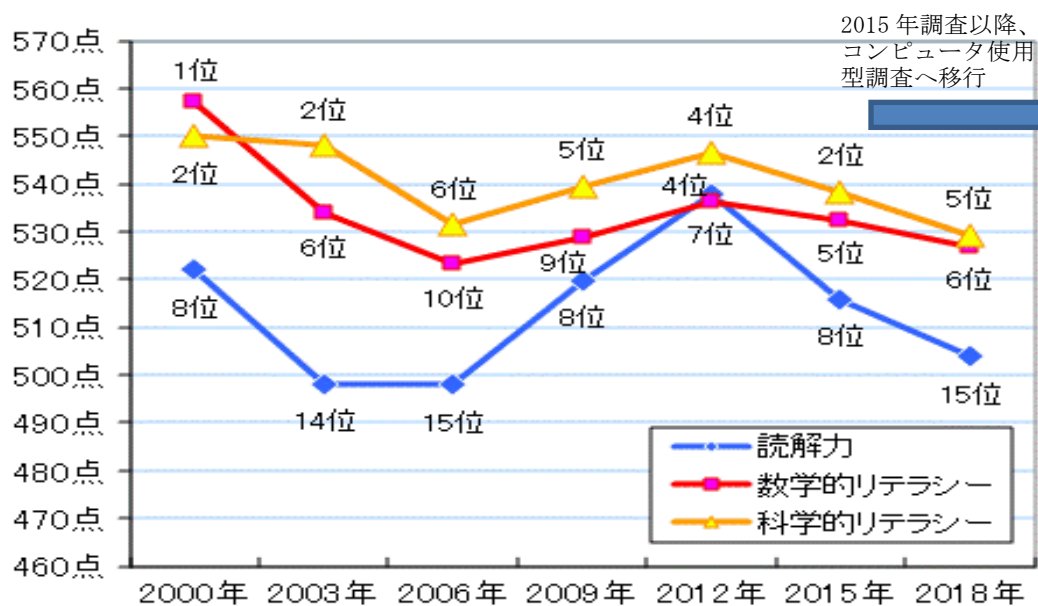


注1：課題や学級での活動で生徒にICTを「いつも」又は「しばしば」活用させていると回答した中学校教員の割合

注2：イギリスはイングランド、中国は上海での割合

【出典：OECD「国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 報告書」】

【図表5：OECD PISA 調査における日本の成績の推移】



【出典：OECD「生徒の学習到達度調査 2018年調査 (PISA2018)」】

## (2) 「GIGA スクール構想」とコロナ感染症拡大による前倒し実施

こうした状況を踏まえ、政府は、令和元年度補正予算において、全国一律の学校 ICT 環境を加速させるため「GIGA スクール構想」を打ち出し、教育用端末

における児童生徒 1 人 1 台環境を 2023 年度までに実現することや学校における高速大容量のネットワーク環境の整備等が措置された【図表 6】。

【図表 6 : GIGA スクール構想の概要】

項目	事業概要
①児童生徒 1 人 1 台端末の整備 (令和 5 年度 (2023 年度) までに達成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立の小学校、中学校等の児童生徒が使用する PC 端末の整備</li> <li>・補助割合 (公立) : 定額 (上限 4.5 万円)</li> </ul>
②校内通信ネットワークの整備 (令和 2 年度 (2020 年度) までに達成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する全ての小学校、中学校、高等学校等における校内 LAN の整備。小学校、中学校等における電源キャビネットの整備</li> <li>・補助割合 (公立の場合) 1/2</li> </ul>

(注) 3 クラスに 1 クラス分の端末整備は、現行の「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画 (2018～2022 年度)」に基づく地方財政措置の対象である。

【出典 : 文部科学省資料】

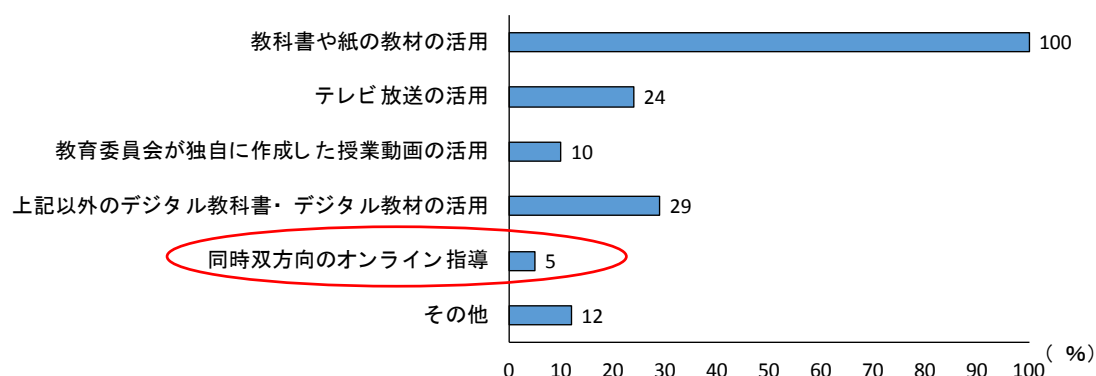
その矢先、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う全国の学校の臨時休校を受け、政府は、本年 4 月に「GIGA スクール構想」の前倒し実施など緊急措置を講じた【図表 7】が、臨時休校中に双方向のオンライン教育を実施した学校は全体のわずか 5 %であり、ほとんどの学校は、紙ベースの教科書や教材を活用した家庭学習を課すに留まった【図表 8】。

【図表 7：新型コロナウイルスの感染症対策のための学校の臨時休校に伴う緊急措置の概要】

項目	事業概要
①児童生徒 1 人 1 台端末の早期実現 対象：国公立の小中等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年度に達成する 1 人 1 台端末整備の前倒し実施を支援</li> <li>・補助割合（公立）：定額（上限 4.5 万円）</li> </ul>
②学校ネットワーク環境の全校整備 対象：国公立の小中高等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi 整備等を希望し、令和元年度補正予算に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援</li> <li>・補助割合（公立）：1/2</li> </ul>
③家庭学習のための通信機器整備の支援 対象：国公立の小中等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi 環境が整っていない家庭に対する貸与を目的とした LTE 通信環境（モバイルルータ）の整備支援</li> <li>・補助割合（公立）：定額（上限 1 万円）</li> </ul>
④学校からの遠隔学習機能の強化 対象：国公立の小中高等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休校等の緊急時、学校側が使用するカメラやマイク等の通信装置等の整備を支援</li> <li>・補助割合（公立）：1/2（上限 3.5 万円）</li> </ul>
⑤GIGA スクールサポーターの配置 対象：国公立の小中高等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 技術者の配置経費の支援</li> <li>・補助割合（公立）：1/2</li> </ul>
⑥障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 対象：国公立の小中等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童生徒が、端末の仕様にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備の支援</li> <li>・補助割合（公立）：1/2</li> </ul>
⑦デジタル教科書掲載の著作物に係る著作権に対する特例措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル教科書に掲載された著作物について、学校の設置者が権利者団体に一括して支払う補償金が 2020 年度は無償</li> </ul>

【出典：文部科学省「令和 2 年度補正予算概要説明～GIGA スクール構想の実現～」(2020 年 5 月 11 日)】

【図表 8：新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況（複数回答可）】



注：学校の臨時休業を実施する設置者（自治体）のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答した設置者（自治体）の割合

【出典：文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導の取組状況について」(2020 年 4 月 16 日現在)】

### (3) 休校中にオンラインによるリモート教育が実施できなかった理由

臨時休校中、文部科学省は公立学校に対し、登校できない児童生徒に対しては、指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課し、教師は状況把握等と組み合わせながら学習の支援を行うよう要請<sup>10</sup>したが、先述の通り、同時双方向のオンラインによる指導を実施した学校は5%に過ぎない。



この理由としては、1人1台端末や高速大容量ネットワーク環境の実現を盛り込んだGIGAスクール構想が動き出したばかりでハード面での環境整備に地方自治体や学校間で格差があったこと、ICT機材の操作やICT及びデジタル教科書・教材を活用した授業に不慣れな教員が多いこと、1人1台環境を整備している地方自治体であっても、情報セキュリティの安全性が確保されていないことからオンライン授業に踏み切れなかったこと、一部の児童生徒の家庭では、通信環境が整備されていないこと、教育用端末の自宅への持ち帰りを認めるかどうかは各自治体・学校の判断に委ねられていること、などが指摘されている。

他方、従前より先進的なICT教育を進めてきた自治体や日本以外の先進諸国では、臨時休校中の学習を保障すべく、同時双方向型のオンライン授業が実施された。

---

<sup>10</sup>文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」において、「臨時休業等により児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、学校が指導計画等を踏まえながら、教科書及びそれと併用できる紙の教材、テレビ放送、オンライン教材・動画、同時双方向型のオンライン指導等を組み合わせた家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて教師による学習指導や学習状況の把握を適切に行い、児童生徒等の学習を支援する必要がある」と示している。

## コラム：先進的な取り組み事例：

国・地域	概要
<p>フィンランド</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1990年代のICT活用改革により、すべての学校に生徒1人1台のノートパソコンあるいはタブレットのデバイスが普及し、「Wilma」というオンラインシステムを利用して家庭と学校間の情報がやり取りされていた。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて3月16日に緊急事態宣言が発令され、学校は一時的に閉鎖されたが、2日後の3月18日から、授業をすべて遠隔に切り替えて学習が継続された。</li> <li>・地方自治体は遠隔授業に関するガイドラインを作成し、各学校に配付。各学校は、対応方針を決め、順次、授業をオンラインに切り替えた。</li> <li>・これまで普通教室の中でICTが活用されていたが、小中学校における遠隔授業はほぼなかった。教師は、試行錯誤しながら授業を組み立てて対応した（5月14日から小中学校で登校が段階的に再開されている）。ICTを活用した授業は各教師の判断に委ねられ、オンラインでライブ授業を実施する教師もいればMicrosoft TeamsとWilmaを活用し、オンラインで課題を出し提出を確認する教師もいるなど、教師によって対応は様々であった。</li> </ul>
<p>熊本市</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市では、2016年4月の熊本地震を契機に、災害が起きてインフルエンザで学級閉鎖になっても教育を続けられるよう、2018年度から教育ICT化プロジェクトが進められ、教師1人1台、児童生徒3クラスに1クラス程度のタブレット端末を整備するとともに、スキルアップ研修により教師の間でICTを活用した授業のノウハウや知見が共有されていた。</li> <li>・今回、熊本市教育委員会は、市内の小中学校でオンライン授業の実施のため、Zoom利用の実験やマニュアル配付などの体制づくりを始めるとともに、3月末に児童生徒の全家庭にメールベースのアンケート調査を実施した。その結果、ネット環境と端末が使える家庭が全体の3分の2程度あることが判明したため、ICT環境の整っていない家庭に学校から端末を貸し出すことで、4月15日、市内の全小中学校134校で同時双方向型のオンライン授業を開始した。授業は、ウェブ会議システム「Zoom」を利用し、教室と各家庭をつないで行われた。</li> </ul>

### （4）緊急に求められる対応

5月の緊急事態宣言の段階的な解除を受けて、各地域では感染の状況に応じて学校の再開に向けた措置がとられ、6月1日時点でほぼすべての小中学校が再開されたが、感染拡大のリスクへの配慮から、全体の4割強の学校で、全面再開ではなく短縮授業または分散登校を実施している<sup>11</sup>。

保護者や受験を控えた児童生徒を中心に「臨時休校による学習の遅れを挽回できるのか」と心配する声が上がったことから、文部科学省は、6月5日、臨時休校による学習の遅れを取り戻し、感染症対策を講じつつ子どもたちの学びを保障するための指針「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」（以下、「学びの保障」パッケージ）を公表した。「学びの保障」パッケージでは、最終学年以外の次年度以降を見通した教育課程編成や、学校の授業における学習活動の重点化、最終学年の少人数編成に伴う教員の加配や学習指導員等の大規模追加加配、学校再開支援経費の支援な

<sup>11</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」によると、6月1日現在再開している国公立学校は、小学校、中学校ともに99%。公立学校の再開状況の内訳については、小学校で全面再開中が54%、短縮授業実施中が19%、分散登校実施中が26%。中学校では全面再開中が56%、短縮授業実施中が18%、分散登校実施中が26%。

どが示された【図表9】。

**【図表9：新型コロナウイルスの感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージの主な内容】**

項目	具体的な内容
I. 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化	(1) 登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、学校における指導を充実。 (2) 上記の取り組みを行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合、以下の特例的な対応をとること。 ①次年度以降を見通した教育課程編成 ②学校の授業における学習活動の重点化 学習者個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等も活用して授業以外の場で行うこととし、学校の授業で行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の間での関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化
II. 国全体の学習保障に必要な人的・物的支援	(1) 最終学年を少人数編成し、授業時間を確保するための教員の加配 (2) 学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの追加加配 (3) 感染症対策（例：非接触型体温計、換気対策備品）や学習保障（例：空き教室活用備品）に必要な取り組みを迅速かつ柔軟に実施するための経費の支援 (4) ICT端末を活用した家庭学習のための環境整備（各学校・学校の設置者が児童生徒の家庭の通信環境について至急把握し、最終学年の児童生徒や、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対して端末、LTE通信機器を優先配備。8月には特定警戒都道府県として指定された等の優先すべき地域でICTを活用したオンラインによる家庭学習が全ての児童生徒に可能な環境の実現を目指す。 (5) 「子供の学び応援サイト」における学習支援動画のワンストップでの提示

【出典：文部科学省初等中等教育局「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」（2020年6月5日）】

新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国の学校教育現場がもともと抱えていた問題を顕在化させたに過ぎない。コロナ禍によって、子供たちの教育を受ける権利が失われたり、ICT環境整備の地域間・学校間格差が学力格差となって顕在化したりすることはあってはならない。また懸念される新型コロナウイルス感染症の第二波に対応するためには、政府はピンチをチャンスに変える発想で、

世界に後れをとっている学校教育の ICT 化に最大限のスピード感をもって取り組む必要がある。

まずは児童生徒 1 人 1 台端末や学校における高速大容量通信環境などの GIGA スクール構想をできる限り前倒しで実施するとともに、オンライン教育の実現にとって不可欠な情報セキュリティを確保することが求められる。文部科学省は「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和元年 12 月版）」を策定しているものの、ICT の実装については各自治体の判断に委ねられていることから、自治体間でセキュリティ要求仕様が異なり、学校の ICT 環境の迅速な整備を阻んでいるとの指摘がある。十分な情報セキュリティを確保した上で全国一律の対応が可能となるよう、政府による具体的なガイドラインの提示が求められる。

「学びの保障」パッケージでは、各学校および自治体が児童生徒の家庭の通信環境を調査し、小学校 6 年・中学校 3 年等の最終学年の児童生徒や、経済的な理由等で ICT 環境を準備できない家庭に端末や LTE 通信機器を優先的に配備し、8 月には、特定警戒都道府県等の優先すべき地域で ICT を活用したオンラインによる家庭学習が全ての児童生徒に可能な環境の実現を目指すことが明記されている。しかし、地域による教育格差を生まないためにも、時をおかず、全国でオンライン授業と家庭におけるオンライン学習が可能となる環境を整備すべきである。さらに GIGA スクール構想により配備された教育用端末は、児童生徒の家庭に持ち帰って家庭学習に使用できる取扱いとすべきである。

公立学校の設置者である自治体の首長、教育委員会は、GIGA スクール構想こそが未来への投資であるとの自覚をもって、教育分野を重視し、必要な教育予算の確保に努めるべきである。

政府や民間企業は、デジタル教材などの教育コンテンツの開発・普及に努めるとともに、共通プラットフォームを構築するなど、その活用・教授法について、学習指導要領との関係を含め、各自治体や学校における先進事例を収集し、横展開することが求められる。さらに、デジタル教科書、デジタル教材につい



では、授業におけるデジタル教科書の使用を半分以上に制限されている規制<sup>12</sup>を緩和するとともに、教科書検定の弾力化や、現在コロナ対応により今年度限りの特例として無償とされている著作権問題に係る補償金について、著作権者の理解を得つつ、次年度以降の低廉化<sup>13</sup>に取り組めば、学校現場に普及すると考えられる。

ICTを活用した授業を行える教員が少ないという課題に対しては、教員養成・研修においてICTを活用した教授法を学ぶ機会を確保することが重要である。

今回の臨時休校に伴う緊急措置では、学校が課した家庭学習において学習内容の定着が見られた場合は授業で再度取り扱わないこととなったが、家庭学習での学びを適切に把握するため、児童生徒の学習に関する履歴(スタディログ)情報の収集・蓄積・連携・利用を可能とすることが重要である。個人情報については、地方公共団体ごとに定める個人情報保護条例に地域差があることから、海外事例なども参考にしながら、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いルールの一元化を図ることが求められる。

## 2. 改訂学習指導要領が目指す教育の実現

### (1) 「改訂学習指導要領」の目指す教育

2020年度以降順次施行される新しい学習指導要領は、社会の変化が激しく将来予測が困難な時代を子供たちが生きていけるよう「何ができるようになるのか」(学びに向かう力と人間性、生きて働くうえで必要な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成)と、「何を学ぶか」(新しい時代に必要な素質・能力を踏まえた科目、教科と学習内容)と、子供たちが能動的に学び続けるた

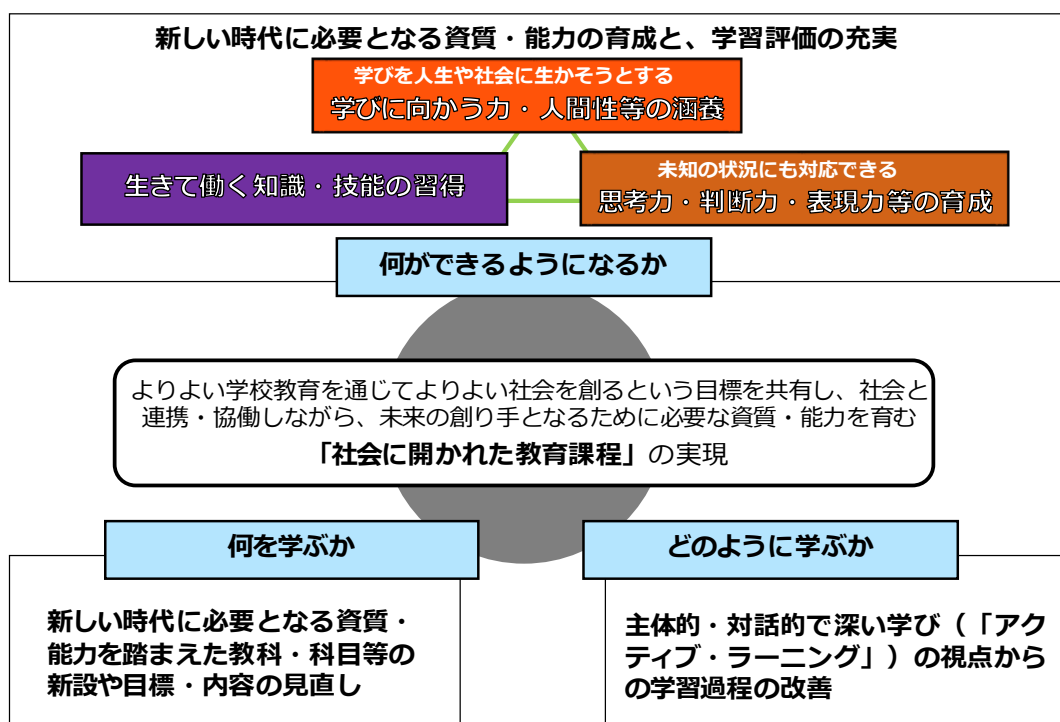
---

<sup>12</sup> 「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件(平成30年文部科学省告示第237号)」において、「教育課程において検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないこと」と規定されている。

<sup>13</sup> 著作権法第33条第2項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定により、デジタル教科書に掲載された著作物について、学校の設置者が権利者団体に一括して補償金を支払うことにより、無許諾で使用できる。

め「どのように学ぶか」(主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング))の3つの柱から、求められる資質・能力を学校が社会と連携・協働しながら総合的にバランスよく育んでいくことを目指している(社会に開かれた教育)【図表10】。改訂学習指導要領の目指す教育は、Society 5.0で求められる教育と同じ方向性にある。

【図表10：改訂学習指導要領の考え方】



【出典：文部科学省「新しい学習指導要領の考え方-中央教育審議会の議論から改訂そして実施へ-」を基に経団連事務局作成】

【改訂学習指導要領における主な変更点】

小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語活動を3年生から前倒しし、5・6年生では教科化</li> <li>・6年間で学習する漢字数を20字増やして1026字に</li> <li>・プログラミング教育の必修化</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語で指導する単語数を現行の1200語から、1600～1800語に増大</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実社会、実生活の能力を育成する「現代の国語」と日本の言語文化への理解を深める「言語文化」を必修化</li> <li>・日本と世界の近現代史を学ぶ「歴史総合」と世界の生活や文化、防災対策を学ぶ「地理総合」を新設</li> <li>・18歳選挙権を踏まえ、主権者教育や社会保障を学ぶ「公共」を新設</li> <li>・数学や理科の枠を超えて、探究の手法と研究の基本を学ぶ「理数探究基礎」と基礎を踏まえた「理数探究」を新設</li> </ul>

(2) 現状の課題：目標と方法の不一致

新しい学習指導要領は、これからの時代に必要な「資質・能力」の育成に重きを置いているが、実際の教育現場では、児童生徒が必要な「資質・能力」を身につけたかどうかを保障する仕組みはない。これは、現行の学校教育法に引き継がれている「履修主義」「年齢主義」の考え方の影響が大きく、学習指導要領や学校教育法施行規則で、単元毎の総学習時間数などを定めているのは、「履修主義」を踏襲しているものと考えられる。

コラム：日本の義務教育における年齢主義・履修主義と修得主義

- 日本では、義務教育制度における「義務」の完了を認定するにあたり、年齢に達したら自動的に義務教育は終了すると認める「年齢主義」を「国民学校令」（昭和16年3月1日勅令）に定めており、現在の「学校教育法」にも年齢主義が引き継がれている。
- また所定の教育課程を児童生徒は一定期間、履修すればよく、所定の目標を満足させるだけの履修の成果をあげたかどうかは問わないとする「履修主義」の考え方が小・中学校で採られている。
- これに対して、「修得主義」は、児童生徒は、所定の教育課程を履修し、目標に関して一定の成果をあげて単位を修得することが必要とする考え方で、わが国では、高等学校においては単位制を採用し「修得主義」の原理に立つものとされている。

知識基盤社会である Society 5.0 の実現を目指す中、基盤となる学力が身につけていないのにも関わらず、小学校や中学校を卒業していく子供たちが一定割合存在する。彼らが基礎学力を身につけていないことにより将来就職や仕事で苦勞することを踏まえれば、一定年限、科目毎の総授業時数に基づく所定の教育課程を履修しさえすればよいとする「履修主義」の考え方から、目標に関

して、一定の成果を上げることがを求める「修得主義」の考えをより重視した教育を進めることが重要である<sup>14</sup>。この関連では、基盤となる知識が不足していると「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」や「探究型学習」の効果も小さくなることも指摘されている<sup>15</sup>。

さらに教育機会の平等や、効果的な教育のあり方を検討する上で、全国レベルで教育データを収集し、民間も含めて活用・分析できる仕組みを構築することが重要である。全国学力調査結果の開示を通じて経済格差、地域間格差などの状況を把握し、原因・解決策を官民で検討する必要がある。例えば、学校の教科書で使われている單元ごとの回答率など、匿名化して開示内容を拡充する必要がある。

### (3) 改善の方向性

#### ①「学年」の概念に関する検討

同じ学年でも、学習進度の速い児童生徒と遅い児童生徒がいることを踏まえれば、デジタル教材などを活用して、一人ひとりの児童生徒の理解度に合わせて、学習ペースの速い子供は到達度に応じて上級学年の内容を学べるようにするとともに、学習につまずきがあれば、つまずいた下級学年の内容から改めて学べるようにすることは重要であり、学習指導要領に基づく履修内容にこだわらず、学習者個人の学習ペースにあわせたサポート体制の構築が必要である。

しかし、こうした「個別最適化」された学習を進めるにあたって、「学年」の概念をどう捉えるかについては、義務教育の期間を児童生徒の学びのペースに合わせてある程度、幅を持たせることが必要との考えや、義務教育期間に修得すべき内容を9年間で学ぶようにするという考え、「イエナ・プラン教育<sup>16</sup>」、生活集団としての学年と学習活動を行う集団としての学級を分けて考える案な

---

<sup>14</sup> 学校教育法施行規則第57条の規定においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならないとされている。

<sup>15</sup> 日経 DUAL『アクティブ・ラーニング 効果出るのは難関中学のみ』

<sup>16</sup> ドイツで生まれオランダで普及しているイエナ・プラン教育では、異年齢の生徒を集めてクラスが編成され、子供は年少・年中・年長の3つの立場を経験する。こうした年齢差による立場の違いの体験は、将来、社会に出たときに相手の立場を理解して行動するのに役立つと考えられている。

ど、多様な意見がある【図表 11】。また、義務教育段階での学習ペースの遅い児童生徒に対する原級留置<sup>17</sup>は、児童生徒が自己肯定感を持ちづらくなることから慎重な検討が必要であるとの指摘もある。今後、中央教育審議会などの場で、教育関係者や専門家をはじめとする多様なステークホルダーによって議論する必要がある。

また、義務教育を終えた高校・大学では、学ぼうとする意欲や学習の理解度に応じて、「飛び級」ができる制度を拡大すべきである<sup>18</sup>。他方、義務教育段階の「飛び級」については賛否が分かれるが、極めて優秀な学力や特異な才能を持った子供が学校で他の生徒から疎外されて居場所をなくし、不登校になるケースがある。突出した才能を持つが現状の教育環境に馴染めない子供が将来自らの才能を発揮して社会で活躍するためには「異才発掘プロジェクト ROCKET」（コラム参照）など、学校以外の学びの場の提供が求められる。

同時に、卒業を前にした学年（小学校高学年、中学3年）については、学習が遅れている児童生徒を対象にした補修教育を拡充する必要があり、その際、「Teach for JAPAN」（コラム参照）などの外部人材やボランティアの支援も最大限、活用すべきである。

---

<sup>17</sup> 原級留置（留年）とは、学校に在籍している児童・生徒・学生が、何らかの理由（例：成績の不良、出席日数の不足、児童・生徒・学生としてふさわしくない行為の発覚等）により進級しないで同じ学年を繰り返して履修すること。フランスでは、原級留置は珍しくない。

<sup>18</sup> 義務教育の卒業年数を変えることについては、これ迄「年齢主義」「履修主義」が日本では長期にわたって定着していることから、幅広い社会の関係者の間で今後検討すべき課題である。

【図表 11：教育分野に携わる企業関係者の「学年」に対する考え方】

「学年」に対する考え方の方向性	具体的な意見
「学年」の概念の柔軟化に賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>急激な変化に柔軟に対応できる強靱な社会の構築・維持に必要な人材の確保の観点から、画一的な学びのペースを強要する教育制度はリスク要因になり得る。</li> <li>児童生徒による多少の学びのペースの違いを個性として受け入れるため、例えば小学校は4年～8年、中学校は2年～4年といった幅を持たせるべき。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別最適化された学びを考えれば、弾力的な運用により、中学校への進級や卒業の年限について柔軟に運用されるべき。</li> <li>義務教育については、小中一貫の義務教育学校の中で、学年を弾力的に運用できると良い。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年を弾力化し、例えば算数は5年生の授業、国語は4年生の授業に出るなど、自身の学びに合わせた学習計画を立てて対応する形もとれる。</li> <li>卒業を前に学習の遅れている小学6年生、中学3年生については、補習教育の強化を検討すべき。</li> </ul>
「学年」の概念の柔軟化に慎重	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級・学年が児童生徒にとっての学校生活や友人づくりなどの基盤となっている以上、これまで通り集団として進級させることが望ましい。生活集団としての学年と学習者としての集団は切り分けて考えるべき。</li> <li>学習進度が遅く小学校6年間で十分な理解度に到達できなかった児童には中学校で復習の機会を与えるとともに、学習進度の速い児童に中学・高校の内容を先取りで学習できる機会を提供するなど、学年制を維持しながら学習ペースを個別最適化することは可能。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別最適学習を進める場合、学年という枠を取り払ったとしても、「〇歳なのに〇〇できるというところまで到達していない」という年齢の枠の問題が発生する。これは、学習ペースの遅い子供にとってきつい。今のままの方が混乱しない。</li> <li>別の学年の子が集まって1つのクラスを編成する「イエナ・プラン教育」に寄せていくことも考えられる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育において単に学力を基準に評価・判断されるべきではない。進級できなかった子どものケアや自己肯定感の低下を踏まえると、原級留置の検討に反対。</li> <li>個別最適学習によって短期間で所定の学習項目を修了する子供の可能性を伸ばすため、履修内容の弾力的な運用は必要。</li> </ul>

【出典：個別企業へのヒアリング結果を経団連事務局にて整理（個別企業の見解を代表するものではなく回答者個人の意見）】

#### コラム：異才発掘プロジェクト ROCKET

東京大学先端科学技術研究センターが日本財団との共同で2014年度から始めた「異才発掘プロジェクト ROCKET」（主宰：中邑賢龍 東京大学先端科学技術研究センター教授）では、突出した才能を持つが故に現状の教育環境になじめず不登校状態にある小学3年生～中学3年生の子供を選抜し、継続的な学習機会を保障するとともに、突き抜けた子供たちの「凸」の部分伸ばせるよう、場所も時間割も教科書も超えて自分の興味関心のあることを探求する学びを自ら選べる学習環境を提供している。

#### コラム：Teach For Japan

Teach For Japan（以下、TFJ）は、日本にある教育系の認定NPO法人。CEO・代表理事は中原健聡。TFJは、学校教育の質を高めるとともに教育に当事者意識を持つ者を増やし社会全体で教育課題の解決を臨めるようにするため、教育への情熱と成長意欲を兼ね備えた、多様な人材を独自に選抜し、研修を行った上で、教員免許がなくても特別免許状や臨時免許制度の活用により、連携している自治体の学校現場に教師（フェロー）として送り出している。派遣した教師（フェロー）の給与は、連携自治体の教育委員会から支払われる。教師（フェロー）は、自身の経験とTFJの知見・ノウハウを生かした教育実践により、子供たちの学力と学習意欲の向上などを目指し、2年間学校現場に携わる。

## ②義務教育において求められる教育の質の保証

教科学習において個別最適学習が普及すれば、同学年の他の児童生徒と学習ペースの足並みを揃えることなく、個々のペースに応じて学習できるようになるが、さらに個々の児童生徒が単元の学習を終えた段階でいつでも受けられるテストをCBT（コンピュータ使用型調査；Computer-based testing）形式で実施し、そのテストの成績を基に個々の児童生徒が期待される学力水準に到達したかを測定することができれば、各教科の知識・技能がどれだけ得られたかという学習成果が可視化され、これにより教育の質が保証されると考えられる。

他方、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」などにおいては、テストによって「主体的に学習に取り組む態度」などを評価するのは困難である。児童生徒の学びの深まりを評価するのに適したルーブリック<sup>19</sup>の設定や学習の目当ての明確化と学習活動の振り返りを通して学習者本人に「主体的な学習により、自分は何ができるようになったのか」という気付きを与える

---

<sup>19</sup>ルーブリックとは、学習到達度を示す評価基準を観点と尺度からなる表として示したもの。アクティブ・ラーニングや実技試験、レポート課題などで、主体的に学習に取り組む態度や思考力・判断力・表現力といった能力を測るために用いられる。

ことで、義務教育終了時には「学習者として主体的に学習活動ができるようになること」を教育の質として保証すべきである。

### ③新しい時代の「学校」の役割

GIGA スクール構想や「学びの保障」パッケージ等によって、日本でリモート・オンライン学習が進展してもなお、「学校」という物理的な場所・空間で学ぶべきことは多く、それが不要になることはありえない。

教科学習における知識・技能の習得はオンライン学習でも可能だが、どの時代でも求められる忍耐力やリーダーシップ、チームワーク、主体的に学び続ける力等を育成するには、多様な考えを持つ他者と実際に対面でコミュニケーションをとりながら協働する体験が不可欠である。学校でしか体験できない協働学習の典型例である運動会や修学旅行、課外活動、校外学習の重要性は、個別最適学習が可能な時代においても変わることはない。

さらに、学校という場は地域の交流の拠点でもあり、地域との交流を通じて得られる教科外の学びも児童生徒の人格形成には重要である。

with コロナの時代には、オンライン学習でこそ効果的な学びと、学校というリアルな場で、他者と協働しながら行うことが効果的な学びとの最適な形での組み合わせによるハイブリッドな学習環境という視点から教育過程を検討していくことが求められる。

なお、不登校状態の子供の学習を保障する観点からも、オンライン学習は重要である。文部科学省は、不登校等の場合は在籍している学校の校長判断で、オンライン学習でも出席扱いとする通知を出している<sup>20</sup>が、教育現場ではあまり浸透していないとの指摘がある。各学校は、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてオンラインによる学習活動を行った場合は出席扱いとするなど、不登校の子供の継続的な学習機会を保障すべきである。

---

<sup>20</sup> 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（2019年10月25日）



### 3. ICT を活用した新しい教育様式に対応できる教員の養成

コロナと共に歩む時代において、対面形式の教育と ICT を活用したオンライン教育とのハイブリッド型の新しい教育様式を確立し、児童生徒の学びを保障するためには、それに対応できる教員の養成・採用・研究も喫緊の課題である。

#### (1) 教員養成課程の見直し

改訂学習指導要領では、教員に対して、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実施に向けて学習・指導方法を改善するように求めており、教員の養成・採用・研修の全体を通じてこれを実現していくことが肝要である。

教師はこれまで一斉授業の下で知識を一方向的に教える存在であったが、個別最適化された学習においては、個々の児童生徒の学習進捗度をリアルタイムで把握し、つまづいている児童生徒に積極的に声をかけて回答のヒントを与えたり、アドバイスをしたりするなど、コーチングの役割を果たすことが期待されている。また、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」においては、教師は、児童生徒の能動的な学びを促進させるファシリテーターの役割を担うことが求められている。

政府は、中央教育審議会の報告書<sup>21</sup>に基づき、Society 5.0 にふさわしい教員養成への変革を牽引するため、今後、「教員養成フラッグシップ大学」（コラム参照）を選定し、2021 年度からその取組みを開始する予定である。

#### **コラム：教員養成フラッグシップ大学**

Society 5.0 にふさわしい教員の育成する必要がある。そこで国は、教員養成を新たな次元へと変革するけん引役となり、かつわが国の教員養成ネットワークの中核を担う「教員養成フラッグシップ大学」を創設し、希望する大学の中から対象大学を選定する予定である。選定された「教員養成フラッグシップ大学」では、教科横断的な STEAM 教育・プログラミング教育、AI、ビッグデータ等を活用した指導法等、Society 5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発等を行われることが期待される。

<sup>21</sup> 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ報告書「Society 5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（2020 年 1 月 23 日）

加えて、ICT や先端技術を活用した教育は、全ての教員が取り組む必要があることから、教職課程において ICT 活用を含む指導法を必修化することなど、教員の ICT 活用力向上に向けて教職課程に係る法令や教職課程のコアカリキュラムを継続的に見直すとともに、教員免許更新時には ICT リテラシーを確認することなども必要である。

## (2) 教員の働き方改革

学内勤務時間が過労死ラインまで達している教員が多く見られたことなどから、中央教育審議会答申<sup>22</sup>を踏まえ、教員の勤務時間管理、健康管理の徹底などを中心とする教員の働き方改革が進められている。教員の働き方改革の実効性を高めるには、教員が担うべき役割の明確化により教員は教育に集中し、それ以外の役割は、他の専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、部活動指導員等）や地域社会と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していく「チーム学校」<sup>23</sup>を推進することが重要である。また、統合型校務支援システム等の ICT を活用した校務の効率化やオンラインでの履修管理を行う必要がある。

## (3) 外部人材、専門家の活用

ICT や EdTech を学校に迅速に取り入れていくためには、学校が外部人材の活用や様々な外部の専門家の協力を得ていくことが重要である。「特別免許」<sup>24</sup>の活用を促進する観点から、教員採用時の教員定数の加配や社会人特別選考の全国的な枠の拡大<sup>25</sup>、採用年齢の上限の撤廃、現行 10 年の特別免許状の有効期間

---

<sup>22</sup> 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（2019 年 1 月 25 日）

<sup>23</sup> 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、各々の専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせる学校

<sup>24</sup> 教員免許を有していないが優れた知識経験を持つ者を教員として迎え入れ、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与する免許制度であり、有効期間は 10 年と定められている。

<sup>25</sup> 社会人経験者を対象とした社会人特別選考は全国でも一部自治体でしか実施されていない。

の延長を検討すべきである。また、IT 企業等が、現役社員や OB/OG を GIGA スクールサポーターや ICT 支援員として派遣すること、および全産業から Society 5.0 において活躍できる人材の育成のために児童生徒に異なる多様な価値観や個性を持つ人材との対話・コミュニケーション等の機会を提供することも積極的に推進すべきである。

#### 4. 9月入学に向けた考え方

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校に伴い、休校の長期化に伴う学習の遅れを取り戻すとともに、自治体や学校間の ICT 環境整備状況の差による教育格差の発生を防ぐ目的で、政府・与党では、一時、9月入学の導入に関する検討が進められた。

##### (1) 9月入学導入に関する過去の検討

9月入学の導入については、過去にも何度か議論されたことがあった。主なものを図表 12 に掲げたが、初等中等教育段階からの導入について検討されたのは臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」（1987 年）のみであり、以降はいずれも、大学における9月入学（秋季入学<sup>26</sup>）の導入をめぐる議論であった。

**【図表 12：9月入学に関する過去の議論】**

年月	検討主体、検討内容・検討結果を記した文書
1987年8月	臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」
1997年6月	中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（中教審第2次提言）
1998年10月	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」
2000年11月	大学審議会「大学入試の改善について」
2000年12月	教育改革国民会議「教育を変える17の提案」
2007年6月	教育再生会議「社会総がかりで教育再生を（第二次報告）」
2012年3月	東京大学・入学時期の在り方に関する懇談会 「将来の入学時期の在り方について」
2012年6月	グローバル人材育成推進会議（内閣府）「グローバル人材育成戦略」

<sup>26</sup> 9月に限らず8月や10月に入学する例も考えられることから、これら文書においては「9月入学」ではなく「秋季入学」との表記が一般的である。

## (2) 9月入学に対する考え方

初等中等教育段階において生じた学習の遅れを取り戻すためには、まずは文部科学省が示した「学びの保障」パッケージに基づく学年を超えた教育カリキュラムの再編などや、来年度の中学・高校・大学等の入試への特別な配慮の検討が必要である。9月入学への移行によって、新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた教育現場の課題が全て解決されるものではなく、また、初等中等教育開始年齢の遅れは国民全体の教育水準の低下につながるとの指摘もある。中長期、グローバルな視点、社会的な影響なども十分踏まえ、教育の質をさらに高めるための方策として、他の制度・慣習との関係を整理しつつ、慎重に検討すべきである<sup>27</sup>。

なお、大学における秋季入学への移行については、学事暦における国際的な整合性を確保することで、わが国の高等教育のレベルアップがグローバルな視点で図られるとの観点から、今後議論が深まることを期待する。

---

<sup>27</sup> 採用と大学教育の未来に関する産学協議会「9月入学移行に関する考え方」（2020年5月29日）

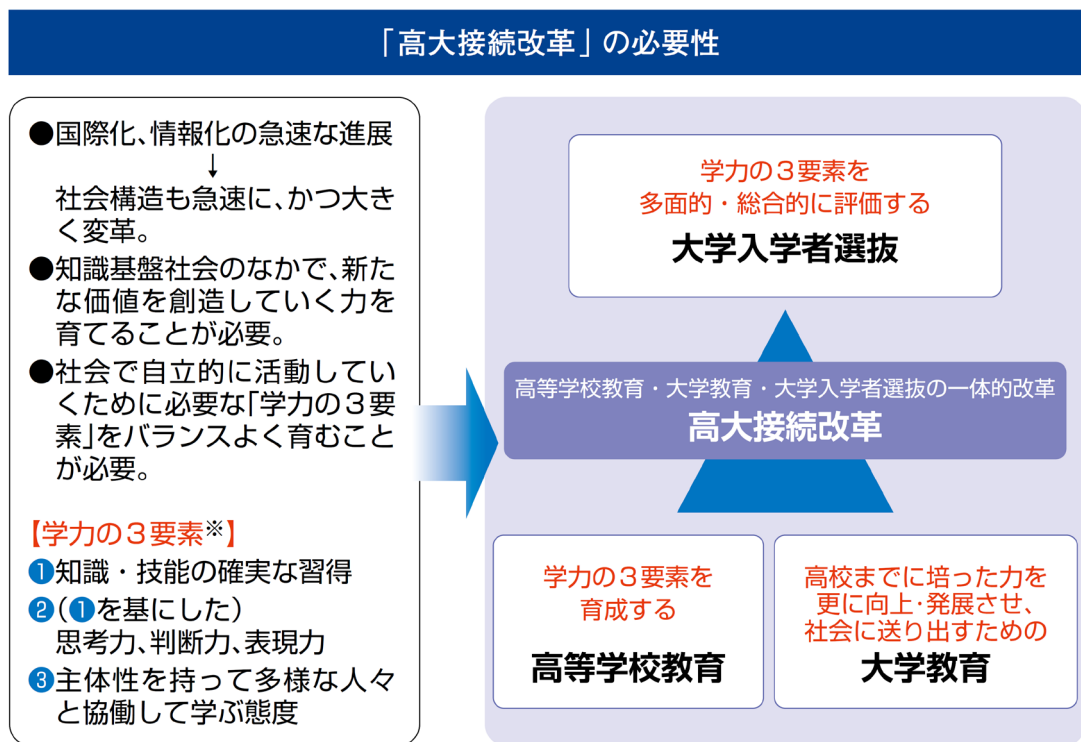
### Ⅲ. 高大接続の改善と大学入試改革

#### 1. 高大接続の改善・大学入試改革

Society 5.0 では、文理融合の知識が求められることから、高校での進路選択により文理が分断されてしまうことは大きな問題である。産学協議会の報告書でも高校における文系・理系の垣根をなくし、文系を選択しても理数の基礎知識を身につけ、理系を選択しても人文・社会科学を学ぶことを求めている<sup>28</sup>。

他方、高等学校教育は、高等教育に接続するものであるがゆえに、ともしれば大学入試に左右されがちである。そのため、2015年度から、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入試改革を三位一体で改革する「高大接続改革」が進められてきた【図表 13】。

【図表 13：高大接続改革】



※ここでの「学力の3要素」は中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(答申)」(平成26年12月22日)で示されたもの。

【出典：文部科学省「文部科学広報」2017年11月号】

<sup>28</sup> 採用と大学教育の未来に関する産学協議会・報告書「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」(2020年3月31日)

## 2. 大学入試改革をめぐるこれ迄の経緯

近年、大学入試センター試験を利用する大学の大多数が私立大学となっており、かつセンター試験の結果のみで入学者選抜を行っている実態がある。また、大学を選ばなければ誰でも大学に行ける時代(大学全入時代)であることから、大学の中には定員割れを防ぐために実質無試験で学生を入学させるなど「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」が形骸化しているところもある。

Society 5.0 で求められる素質や能力を踏まえ、大学入試改革については、受験生の「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入試に転換すべく、①「大学入試センター試験」に代わるものとして「大学入学共通テスト」の実施、②「読む、聞く、話す、書く」の4技能を測る民間による英語資格・検定試験の活用、③明確な「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく個別入学者選抜の改革、が2020年度から実施される予定であった。

しかし、地方部で受験可能な試験会場が限られており、受験に係る地域の事情への配慮が不十分、また経済的に困難な者への対応も不十分などの批判を受け、2019年11月、まず民間英語資格・検定試験の活用による大学入試英語成績提供システムの導入が延期となり、次いで「大学入学共通テスト」への記述式問題の導入が見送られた。

## 3. 大学入学者選抜の改革の方向性

各大学は、改めて、自らのアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜のあり方を真剣に考え、責任をもって入学試験を実施すべきである。その際、学力だけでなく、生徒の多様な能力やリーダーシップ等の資質、高校時代に実施した様々な体験活動なども、総合的に評価することが望ましい。

また、政府は「大学入学共通テスト<sup>29)</sup>」と「高等学校卒業程度認定試験<sup>30)</sup>」

---

<sup>29)</sup> 大学入試センター試験に代わるものとして、2021年度入学者選抜より実施されることとされている試験。大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とし、大学入試センターが問題の作成や採点、その他一括して処理することが適当な業務等を行うこととしている。また共通テスト導入にあわせて、英語については4技能評価のため民間英語資格・検定試験を活用すること、国語、数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学Aについてはマークシート式問題に加えて記述式問題を出題することとされた。

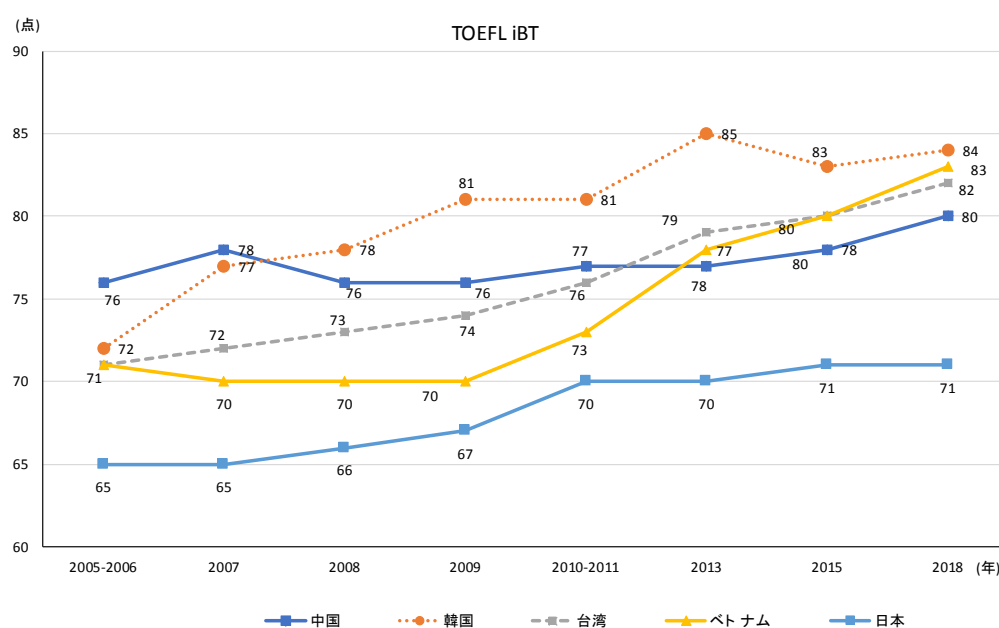
<sup>30)</sup> 様々な理由で高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。2005年度より、それまでの「大学入学資格検定(大検)」から名称が変わった。合格者には、大学・短大・専門学校の受験資格が与えられるとともに、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資

の位置づけ、実施目的をあらためて明確化し、前者については、各大学が実施する個別入試との役割分担についても明確にすべきである。それによって、各大学は、自らのアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜で受験者の何を評価すべきかが明らかになる。ただし、Society 5.0 で求められる能力を考えれば、文理を問わず、数学の試験はすべての大学が課すべきであり、論理的文章構成・表現力を測定する観点から、記述式問題も課すべきと考える。

(英語の4技能の測定の必要性)

さらに、グローバル・ビジネスにおいて英語は世界共通語となっていることや、アジア諸国と比べても日本人の英語力は低いこと【図表 14】を踏まえれば、英語の4技能、即ち英語で「聞く」「読む」「話す」「書く」能力をバランスよく育成することは喫緊の課題である。

【図表 14：日本人の英語能力（TOEFL iBT スコアの経年比較）】



【出典：TOEFL ウェブサイト資料より経団連事務局作成】

2022 年度から実施される高校の次期学習指導要領においても、4 技能を総合的に扱う科目や英語による発信能力が高まる科目の設定などの取組みが求められている。しかしながら、特に地方の公立高校を中心に、英語 4 技能をバランスよく教えられる教員の不足等により英語の授業方法の改善が進んでいないとの指摘もあり、都市部の高校や私立の高校などとの教育格差が生まれていると

格試験等に活用することができる。

の指摘がある<sup>31</sup>。そのため、大学入試における英語4技能の測定は、Society 5.0の人材に必要な能力の評価だけでなく、高校における英語の授業方法の改善につながり、教育格差の是正にもつながる。また、民間英語資格・検定試験は、世界標準を踏まえて、英語の4技能をバランスよくかつ比較可能なかたちで評価できるものであり、これを大学入学共通テストに活用することは、大学入試における英語4技能の評価を客観的に行ううえで有効である。

民間英語資格・検定試験の活用に関する批判に対しては、試験会場を増やすとともに、例えば離島や地方部などに居住する生徒がオンラインで受験できるようにしたり、経済的理由で受験が困難な生徒に対しては、受験費用を政府や自治体が補助する制度を拡充したりするなどの措置を早急に講じて改善を図ったうえで、早期に導入すべきである。

#### **IV. With コロナ時代の初等中等教育において企業に求められる取り組み**

##### **1. デジタル教材やハードウェア（教育用端末等）提供による協力**

リモート・オンライン学習やAR、VR等のデジタル技術を活用した体験型・参加型教育を実施するにあたり、企業には、高品質のデジタル教育コンテンツの開発や安価での提供、教育用端末の貸与や安価での提供等を通じた協力が可能である。企業は、大学ばかりでなく、初等中等教育機関（学校、教育委員会）との産学連携も今後は深め、共同でSociety 5.0に向けた人材育成に取り組むことが求められる。

##### **2. 企業人の派遣による貢献**

学校現場はとにかく人材が不足している。企業人の持つ専門能力を有効活用する意味でも、部活動指導員、理科実演指導員、GIGAスクールサポーターなど、企業は、学校現場に社員を派遣して、様々な側面から学校教育をサポートすることが求められる。また、次世代を担う人材を育成することは未来への投資との気概を持って、小中高校におけるキャリア教育、インターンシップ、PBL型教育の実施にも、さらに積極的に協力することが求められる。

---

<sup>31</sup> 経団連教育・大学改革推進委員会企画部会（2019年11月11日）における鈴木寛東京大学・慶應義塾大学教授の指摘



## 終わりに

国際教育科学文化機関（ユネスコ）によると、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、日本を含む世界 188 か国において全国的な学校閉鎖を強いられ、児童生徒約 15 億 4000 万人が影響を受けたとされている。登校できない児童生徒の学習を保障するため、先進主要国ではオンライン学習への切り替えが行われたが、日本は学校の ICT 環境が脆弱であったため、臨時休校中に同時双方向のオンラインによる指導を開始できた学校はごくわずかであった。この反省を活かし、国、自治体は、ハード・ソフト・ヒトの三位一体で教育の ICT 化を迅速に進め、周回遅れの状況を挽回しなければいけない。

他方、新型コロナウイルス感染症対策の救世主となったオンライン教育といえども万能ではなく、オンライン教育、学校での対面形式の教育それぞれ強みも弱みも存在する。with コロナ時代には、オンライン教育と学校での対面形式の教育とのハイブリッドな学習環境を構築し、Society 5.0 に向けて求められる人材を育成することが求められる。

以 上